

堺市民活動サポートセンターご利用のみなさまへ

堺市民活動サポートセンター

堺市民活動サポートセンター内施設およびスペース等

利用休止を含む自粛協力のお願いについて

令和2年4月7日、内閣総理大臣により、新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく「緊急事態宣言」が発令されました。これを受け、大阪府知事から外出およびイベント開催に対する自粛要請が出るとともに、堺市においても貸館・貸会議室の休館措置を含めた対応方針が出されています。

つきましては、堺市民活動サポートセンターにおきましても、下記のとおり貸室の利用休止を主とした対応を行うこととなりましたので、自粛についてご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

期 間

令和2年5月6日（水・祝）まで

対応内容

○下記施設およびスペースの利用休止

- ・ミーティングルーム①②、ワークステーション、作業用スペース、交流サロン
- ・すでにご予約いただいているものを含めた全面休止となります。

○その他貸事務所内の一部利用の制限

- ・貸事務所（事務所 ABCD・簡易事務所）、ロッカー、メールボックスのご利用は可能ですが、事務所内及びサポートセンター内での作業につきましてはご利用をお控えください。

○開所時間の変更

- ・平 日：午前9時～夕方5時30分まで
- ・土日祝：休館

※上記の日程および期間についてはさらに変更・延期となる可能性がございます

状況については適時堺市社会福祉協議会ホームページ等においてお知らせいたしますのでご確認ください。

—お問合せ先—

- 堺市民活動サポートセンター
- 担当：稲田・畔柳・川端
- 電話：072-232-8686